

議案第 98 号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 4 号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（」を「指定特定施設入居者生活介護（」に、「第 238 条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「第 217 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。」）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 82 号）第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護」に、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護（」に、「第 228 条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第 205 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施

「設入居者生活介護」に改め、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第23条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていな外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームにおける生活相談員の配置要件の緩和を指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームに拡大すること等のため、この条例を制定するものである。